

豊橋市立青陵中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、保健主事、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校生活アンケートを毎月実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

- ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校からのお便りやメール配信、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行う。

- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。

イ 生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆

づくり」を意識して教育活動を展開する。

ウ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を

推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

カ 生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、生徒の自主的な「自浄力」を高める。

キ 「性的マイノリティ」に対して偏見をなくす環境づくりに努める。

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 一人一台のタブレット端末を利用した心の健康観察の導入や、校内相談室（心の教室）を整備し、生徒の視点に立った相談体制を整える。

エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「青陵中学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、関係生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) 関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

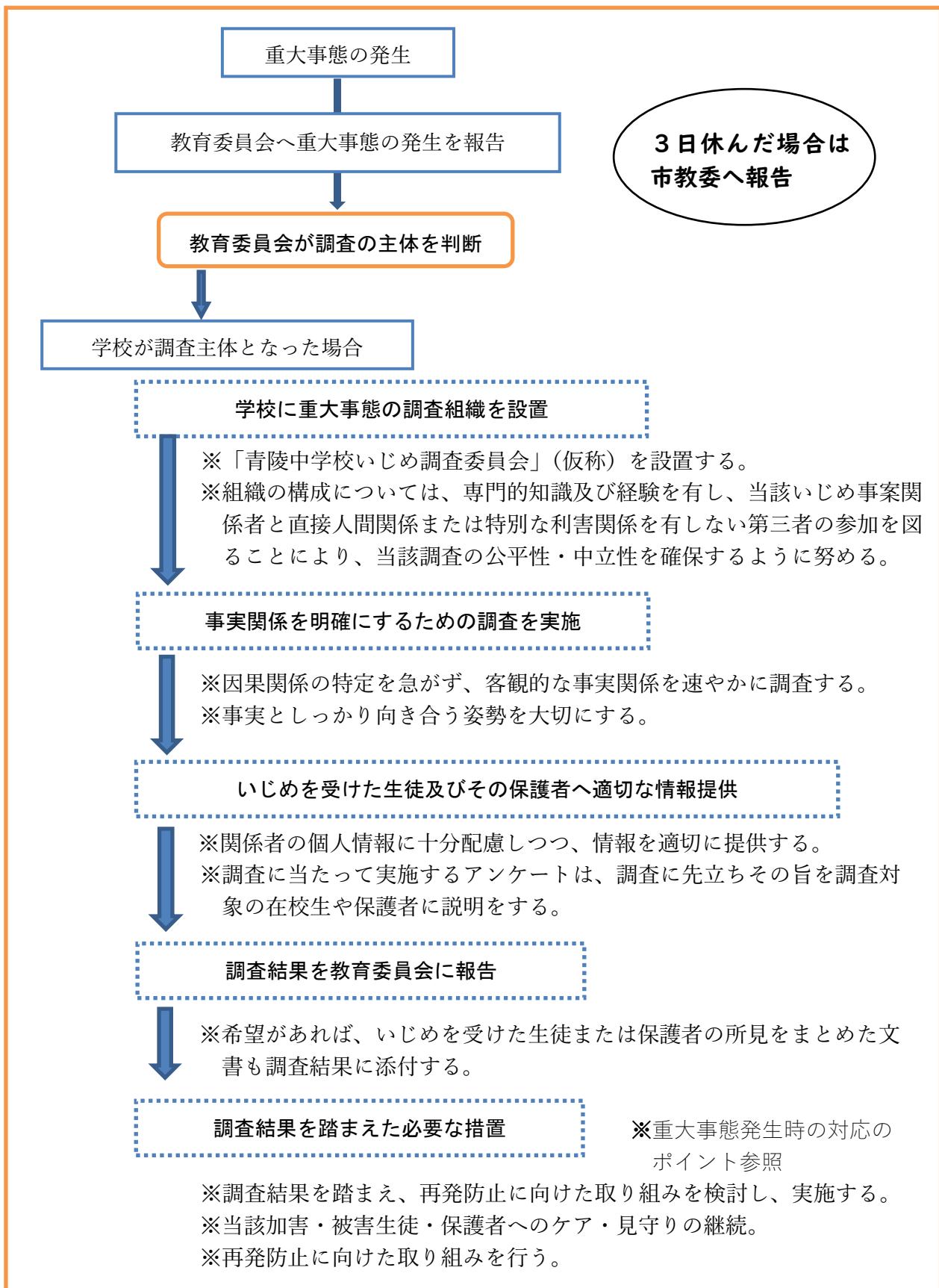
6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

重大事態発生時の対応 → いじめの重大事態の調査に関するガイドライン参照

【重大事態発生時の調査対応図】



いじめ発見チェックポイント

<朝>

- () 遅刻・欠席や始業時間ぎりぎりの登校が増える。
- () 表情が暗く、うつむきがちになる。
- () あいさつの声かけに対してはっきりと反応しない。周囲からあいさつされない。

<授業等>

- () 持ち物がなくなったり、持ち物に落書きされたりする。
- () 忘れ物が多くなる。
- () 体調不良を訴えたり保健室へ行きたがったりする。
- () グループ分けの時に孤立しがちになる。
- () その子が指名されたり発言したりすると周囲がざわつく。
- () 学習に対する意欲がなくなっている。

<放課等>

- () 机・椅子、ロッカー内の荷物が散乱している。
- () 机・椅子が移動させられている。
- () 何をするでもなく廊下や階段を歩いていたり、用もないのに職員室・保健室に顔を出したりする。
- () 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる。
- () 特定の子どもに気をつかうそぶりが見られる。
- () 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている。
- () 掲示物にいたずらされたりその子のことが黒板に落書きされたりする。

<給食・掃除等>

- () その子が配膳すると、周りが嫌がる。
- () 班を作って会食する時、その子の机と自分の机をつけたがらない。
- () 給食の盛りつけられ方が不自然（極端に多い・少ない）
- () 給食中も周囲の会話に入ろうとしない。
- () その子の机・椅子を運ぼうとしない。
- () 他の子どもから離れて一人で掃除している。
- () みんなが嫌がる仕事をいつもしている。

<その他>

- () 先生と視線を合わさない。
- () カッターなど危険な物を持ち歩くようになる。